

鶴ヶ島市  
デジタル・トランスフォーメーション(DX)  
推進計画

鶴ヶ島市  
令和4年6月



# 目次

第1章	はじめに .....	1
1-1	デジタル・トランスフォーメーション（DX）について .....	1
第2章	計画策定の背景 .....	3
2-1	我が国のデジタル化の状況 .....	3
2-2	デジタル改革基本方針と自治体DX推進計画について .....	4
2-3	デジタル改革関連法案と重点計画 .....	5
2-4	埼玉県及び本市におけるこれまでの取組について .....	7
第3章	計画策定に当たっての基本理念 .....	8
3-1	計画策定の目的 .....	8
3-2	計画の基本理念 .....	8
3-3	計画の位置づけ及び計画期間 .....	9
3-4	個別施策の構成について .....	10
第4章	行政サービスの利便性向上 .....	11
4-1	来庁しなくてすむ行政サービスの推進 .....	12
4-2	キャッシュレス化の推進 .....	13
4-3	情報発信におけるデジタル化の拡充 .....	14
4-4	窓口事務のデジタル化の推進 .....	15
4-5	デジタルデバイド対策の実施 .....	16
第5章	情報セキュリティ対策と情報基盤の整備 .....	17
5-1	情報セキュリティ対策の充実 .....	18
5-2	情報基盤の整備 .....	19
5-3	デジタル人材の確保・育成 .....	20
第6章	スマート自治体への転換 .....	21
6-1	統合型内部情報システムの導入 .....	22
6-2	既存業務のデジタル化の推進 .....	23
6-3	関係機関との連携促進 .....	24
6-4	災害対応における業務のデジタル化 .....	25
6-5	自治体情報システムの標準化・共通化 .....	26

# 第1章 はじめに

## 1-1 デジタル・トランスフォーメーション(DX)について

DXは「デジタル・トランスフォーメーション」を略したことばです。変化や変換という意味があるトランスフォーメーションの「トランス」を英語圏では「X」と表記することがあるため、「DX」と略されるようになりました。日本語では「デジタル変革」とも訳されます。

デジタル技術を用いて、人手のかかっていたサービスを自動化したり作業を効率化したりするのが「デジタル化」だとすると、DXはデジタル技術やデータを駆使して作業の一部にとどまらず社会や暮らし全体がより便利になるよう大胆に変革していく取組を指します。

デジタル・トランスフォーメーション(DX)は、紙やモノなどのアナログな情報をデジタルに置き換える「デジタイゼーション」からはじまり、デジタル化したデータをつなげる「デジタライゼーション」を経て、「DX」に至ります。

「デジタイゼーション」や「デジタライゼーション」を飛ばして、一足飛びに「DX」は達成できないとされています。

国として進めるデジタル社会への実現の鍵とされ、様々な課題の解決にもつながる考え方が、このデジタル・トランスフォーメーション（DX）です。

デジタル・トランスフォーメーション（DX）によって、行政内部における業務の変革はもちろんのこと、社会全体のデジタル化を進め、デジタルで可能なサービスが広く浸透し、さらにそれらのサービスが連動していくことによって、単に利便性が向上するというだけでなく、様々な社会的な課題の解決につながっていくことが期待されます。

デジタル・トランスフォーメーション（DX）において重要なことは、デジタル化が「目的」ではなく、デジタル化を「手段」として変革を進めることです。

新しい技術の単なる導入で終わるのではなく、それによって提供されるサービスに合わせて制度や施策、組織の在り方等を変えていくことが求められます。

## 第2章 計画策定の背景

### 2-1 我が国のデジタル化の状況

我が国では、平成12年に成立した高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法<sup>1</sup>）の制定以降、インターネット等のネットワーク環境の整備は相当程度進展したものの、デジタル技術の進展に伴い、その重要性・多様性・容量が増大した「データ」については、生成・流通・活用など全ての側面において環境整備が十分ではありませんでした。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症への対応において、国や地方の情報システムが十分に連携されていなかったこと、デジタル基盤に関する制度や手続の管轄が複数の省庁に分散していたこと、府省横断的なデータ利活用の視点が十分ではなかったことなどにより、行政機関同士の不十分なシステム連携に伴う行政の非効率やシステムトラブルの発生など、デジタル化をめぐる様々な課題が明らかになりました。

海外においては、コロナ禍以前から、民間部門において、データを効果的に生成・収集・利活用する企業が急激な成長・技術革新を遂げています。政府を始めとする公的部門においてもデータの活用が進展し、新型コロナウイルス感染症対応の多くの場面において我が国との差異が顕在化しました。

デジタル技術を高度化していかない限り、我が国は世界の潮流から乗り遅れ、国際競争力の低下を招くとの認識のもと、令和2年12月25日に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針<sup>2</sup>」（以下「デジタル改革基本方針」という。）が策定されました。

<sup>1</sup> すべての国民がITの成果を享受できる高度ネットワーク社会の確立を目指し、その実現のために「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの整備」などが掲げられた。

<sup>2</sup> 目指すデジタル社会のビジョン、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方などが示された。

## 2-2 デジタル改革基本方針と自治体DX推進計画について

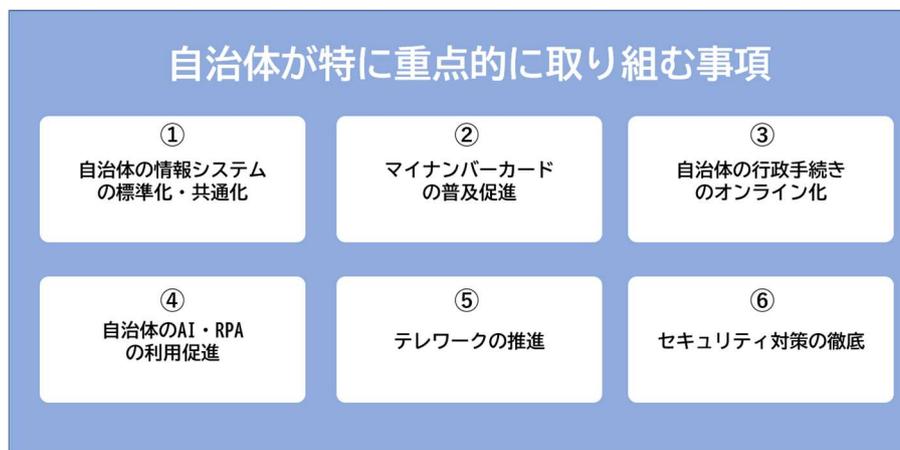
デジタル改革基本方針では、我が国が目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

また、社会のデジタル化を強力に進めるため、IT基本法の全面的な見直しを行うとともに、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔としてデジタル庁を設置することとなりました。

さらに、デジタル社会実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であるとされました。

自治体が担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI<sup>3</sup>等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが自治体に対して求められました。

また、総務省では、国が主導的な役割を果たしつつ、自治体全体として足並みを揃えて取り組んでいく必要があるとして、国による支援策等と、自治体の取組事項を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下「自治体DX推進計画」という。）を令和2年12月25日に策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全国の自治体において着実に進めていくこととされました。



<sup>3</sup> 人工知能を指し、人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの

## 2-3 デジタル改革関連法案と重点計画

令和3年5月には、IT基本法の全面的な見直し、デジタル庁の設置など、行政の分野においてデータの利活用を進め社会課題の解決に活かすため、社会全体のデジタル化を強力に進めることを目的として、6つの法律「デジタル改革関連法<sup>4</sup>」が成立しました。

### デジタル社会形成のための理念・基本原則

誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を。

一人ひとりの多様な幸せを実現するデジタル社会を目指し、世界に誇れる日本の未来を創造します。

#### デジタル社会を形成するための10原則

1. オープン・透明
2. 公平・倫理
3. 安全・安心
4. 継続・安定・強靱
5. 社会課題の解決
6. 迅速・柔軟
7. 包摂・多様性
8. 浸透
9. 新たな価値の創造
10. 飛躍・国際貢献

#### 行政サービスのオンライン化実施の3原則

1. デジタルファースト
2. ワンスオンリー
3. コネクテッド・ワンストップ

業務改革と規制改革

クラウド・バイ・デフォルト<sup>5</sup>

<sup>4</sup> デジタル改革関連法

- ① デジタル社会形成基本法
- ② デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
- ③ デジタル庁設置法
- ④ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
- ⑤ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
- ⑥ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

<sup>5</sup> 政府情報システムの構築・整備に関しては、クラウドサービスの利用を第1候補（デフォルト）として考えるという方針のこと

令和3年9月1日に発足したデジタル庁によって、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が策定され、デジタル庁が主導的な役割を担う3つの推進体制と、6つの施策体系が示されました。

本市としても、これらに掲げられた取組を踏まえてDXを進めていくことが求められています。



出典 デジタル社会の実現に向けた重点計画

<sup>6</sup> 【Data Free Flow with Trust】 プライバシーやセキュリティなどへの配慮（信頼性）がある、自由なデータ流通のこと

## 2-4 埼玉県及び本市におけるこれまでの取組について

埼玉県の情報化の取組としては、令和3年3月に策定した「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」及び令和4年1月に発表した「DXビジョン・ロードマップ」の中で、「社会全体のDXの実現による快適で豊かな真に暮らしやすい新しい埼玉県への変革」を目標に掲げ、取組を進めています。

本市においては、情報化推進のための企画及び総合調整などを所掌する課として、平成30年4月に情報推進課を新設しました。

平成30年10月には「鶴ヶ島市情報化推進の基本的な考え方」を定めたほか、第6次鶴ヶ島市総合計画（以下「総合計画」という。）前期基本計画の施策40に、本市としては初めて独立した施策として「情報化の推進」を掲げました。

令和元年度と令和2年度の2か年では、ICTを活用した業務改善に取り組みました。これは、庁内各課の業務の課題をICTを活用して解決していくことを目的とし、業務の可視化やフロー整理と業務ツールの作成によって、業務の効率化に努めてきました。

取組の中で、庶務事務、勤怠管理、会計伝票処理、紙文書の保管といった市役所内部の事務処理をシステム化するなどの業務のデジタル化に向けた取組を検討してきました。

これらの取組を活かして、スマート自治体への転換<sup>7</sup>を図っていくことが、本市においても重要となっています。

---

<sup>7</sup> 総務省【自治体戦略2040構想研究会】によって提唱された概念で、2040年頃に労働力、特に若年労働力が絶対的に不足することから、人口縮減時代のパラダイムへの転換（スマート自治体への転換）が必要であると、次のように提起している。

- ① 従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要である。
- ② すべての自治体で、AI・ロボティクスが処理できる事務作業はすべて AI・ロボティクスによって自動処理する。
- ③ 標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供体制にする。
- ④ 自治体ごとの情報システムへの重複投資をやめる仕組み、それを円滑に統合できるよう期限を区切って標準化・共通化することが必要である。

## 第3章 計画策定に当たっての基本理念

### 3-1 計画策定の目的

第2章で示したように、国では、デジタル改革基本方針を契機として、デジタル関連改革法、デジタル庁の発足、デジタル社会の実現に向けた重点計画の策定など、社会のデジタル化を強力に推進するための体制を整えています。

また、令和2年12月に「自治体DX推進計画」を定め、この中で、自治体が重点的に取り組むべき事項を示しており、埼玉県においても、計画的な取組を進めています。

本市では、総合計画前期基本計画において、施策40「情報化の推進」を掲げています。鶴ヶ島市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(以下「本計画」という。)は「自治体DX推進計画」などの国や埼玉県の動向を踏まえつつ、総合計画施策40「情報化の推進」の主な取組を進めるためのアクションプランとして策定するものです。

### 3-2 計画の基本理念

施策40「情報化の推進」では、3つの主な取組内容を掲げていることから、本計画においても、3つの基本理念を定めて本市のDXに取り組めます。

これによって、デジタル技術やデータを活用して住民サービスを向上していくことをはじめ、市役所内部の事務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげ、総合計画に掲げる「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」の実現を目指します。

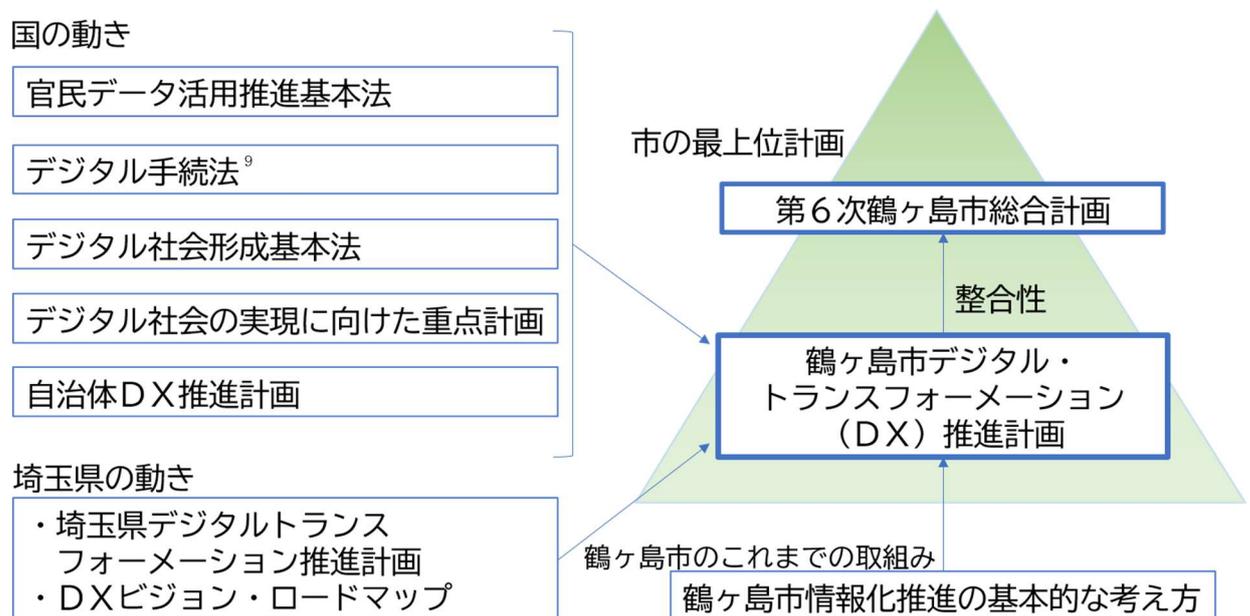
- 市が担う行政サービスについて、デジタル技術を活用して、市民の利便性向上を目指します。 → 「行政サービスの利便性向上」
- 情報化を進めるために、情報セキュリティ対策、庁内の推進体制と情報基盤の整備に取り組めます。 → 「情報セキュリティ対策と情報基盤の整備」
- デジタル技術やデータの活用による業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげるスマート自治体を目指します。  
→ 「スマート自治体への転換」

### 3-3 計画の位置づけ及び計画期間

本計画は、総合計画の施策40「情報化の推進」を具体化するための個別計画とし、計画期間は令和4年度から令和8年度の5年間とします。

なお、総合計画の後期基本計画策定などの状況によっては、本計画の計画期間中（令和6年度）に必要な応じた見直しを行うこととします。

また、本計画は、官民データ活用推進基本法<sup>8</sup>に基づく「市町村官民データ活用推進計画」としても位置づけます。



<sup>8</sup> 第9条第3項では、自治体に対して、区域における官民データ活用の推進に関する施策について「市町村官民データ活用推進計画」を策定することを努力義務で課している。

<sup>9</sup> 正式名称「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」

## 3-4 個別施策の構成について

総合計画の施策40「情報化の推進」で掲げる3つの主な取組に関して、本計画では3つの個別施策を掲げて構成します。

第4章では「行政サービスの利便性向上」、第5章では「情報セキュリティ対策と情報基盤の整備」、第6章では「スマート自治体への転換」について、それぞれの方向性を整理しています。

個別施策	取組
第4章 行政サービスの利便性向上	4-1 来庁しなくてすむ行政サービスの推進 4-2 キャッシュレス化の推進 4-3 情報発信におけるデジタル化の拡充 4-4 窓口事務のデジタル化の推進 4-5 デジタルデバイド対策の実施
第5章 情報セキュリティ対策と 情報基盤の整備	5-1 情報セキュリティ対策の充実 5-2 情報基盤の整備 5-3 デジタル人材の確保・育成
第6章 スマート自治体への転換	6-1 統合型内部情報系システム <sup>10</sup> の導入 6-2 既存業務のデジタル化の推進 6-3 関係機関等との連携促進 6-4 災害対応等における業務のデジタル化 6-5 自治体情報システムの標準化・共通化

<sup>10</sup> 主に行政内部の業務（財務会計、庶務事務、文書管理、人事給与、勤怠管理、グループウェア）の各業務システム及び決裁基盤・認証基盤から構成されたシステム

## 第4章 行政サービスの利便性向上

「自治体DX推進計画」では、「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向け、地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の様々な課題の解決を目指すことが掲げられています。

本市の行政サービスにおきましても、市民の利便性向上のために、情報技術の進展に応じた新たな方法を取り入れていく必要があります。

第4章では、関連する5つの取組を掲げています。

- 4-1 来庁しなくてすむ行政サービスの推進
- 4-2 キャッシュレス化の推進
- 4-3 情報発信におけるデジタル化の拡充
- 4-4 窓口事務のデジタル化の推進
- 4-5 デジタルデバイド対策の実施

4-1 来庁しなくてもすむ行政サービスの推進

		内 容				
現状と課題	<p>本市における手続オンライン化は、電子申請サービスや公共施設予約システムなどによる市民サービスを実施しているところです。</p> <p>今後は、新型コロナウイルス感染防止対策やデジタル社会実現の観点から、オンライン手続の対象業務を拡大していくことが課題となっています。</p>					
主な取組の内容	<p>① 国のオンライン化の動向への対応</p> <p>国の「自治体DX推進計画」で示された子育て関係・介護関係等の27手続についてオンライン化を進めます。また、国が進める規制改革の動向を注視し、デジタルによる事務処理を前提とした形に様式等を見直します。《総務人権推進課、危機管理課、こども支援課、介護保険課、関係課》</p> <p>② 本市独自のオンライン化の推進</p> <p>既に実施しているワクチン接種のスマートフォン等からの申込などをはじめとして、オンライン手続の拡充に取り組みます。スマートフォンの写真撮影による道路の損傷個所の伝達、各種申込の電子申請対応、オンラインによる各種相談業務など、全庁的な研究・検討を進めて、可能なものから取り組みます。《人事課、税務課、危機管理課、産業振興課、こども支援課、保健センター、都市計画課、道路建設課、区画整理課、生涯学習スポーツ課、関係課》</p> <p>③ マイナンバーカードの活用促進</p> <p>マイナンバーカードの取得促進と、コンビニエンスストアなどにおける証明書等の自動交付（コンビニ交付）のPRを進めます。</p> <p>また、検診結果の利活用など、マイナンバーカードの更なる利活用に向け検討します。《人事課、税務課、市民課、地域活動推進課、保険年金課、保健センター、感染症対策課》</p>					
実施の方向性		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①	実施				
	②	具体化	実施			
	③	実施				

4-2 キャッシュレス化の推進

		内 容				
現状と課題	<p>本市では、市民からの要望があるものの、窓口における手数料や施設使用料などについてキャッシュレス化対応が進んでいません。</p> <p>今後は、行政手続のオンライン化に伴ってキャッシュレス化の推進が不可欠となることから、本市にふさわしい手法の検討、会計処理上のルール化などの実施の仕組みを整えることが課題となっています。</p>					
主な取組の内容	<p>① 公金収納のキャッシュレス支払いの推進 公金収納のキャッシュレス化の推進のため、諸規程を整理します。 また、証明書発行手数料や施設使用料、市税、各種保険料、公共交通運賃などにおいて手続件数や事務の性質を考慮し、可能なものからキャッシュレス化に取り組みます。《政策推進課、財政課、収納課、市民課、地域活動推進課、保険年金課、介護保険課、都市計画課、会計課、生涯学習スポーツ課、関係課》</p> <p>② セルフレジの導入 職員の負担軽減や新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、セルフレジの導入に取り組みます。《市民課、会計課》</p> <p>③ オンライン納付の推進 公共施設予約のオンライン申請時をはじめ、オンライン申請に伴う使用料などのオンライン納付について環境整備に取り組みます。《地域活動推進課、関係課》</p>					
実施の方向性		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①	具体化	実施			
	②	研究・検討	具体化	実施		
	③	研究・検討	具体化	実施		

## 4-3 情報発信におけるデジタル化の拡充

		内 容				
現状と課題		<p>本市では、防災行政無線のデジタル化や「鶴ヶ島市オープンデータ<sup>11</sup>推進に関する基本方針（令和3年9月）」を定めるなど、情報発信におけるデジタル活用に取り組んでいます。</p> <p>今後は、デジタル技術を活かして、市民の方のデータ活用につながる情報発信の拡充が課題となっています。</p>				
主な取組の内容		<p>① オープンデータの拡充 統計データのオープンデータ化の拡充をはじめ、公開型地理情報システム（GIS<sup>12</sup>）の導入などを進め、暮らしに便利なデータや活用可能なデータ等は積極的に公開します。《政策推進課、情報推進課、資産管理課、生活環境課、都市計画課、関係課》</p> <p>② 市ホームページの機能の充実 分かりやすく、適時適切な情報発信のため、市ホームページのデザインリニューアルをはじめ24時間対応の問合せ自動応答システム（チャットボット<sup>13</sup>）の導入などを研究・検討し、機能の充実を図ります。《秘書広報課、生活環境課、障害者福祉課、介護保険課、関係課》</p> <p>③ 情報発信等のPR強化 防災行政無線のデジタル化に加えて、現在SNSなどのデジタル技術を活用して同時発信している取組などは、強化と積極的な周知を図ります。《秘書広報課、危機管理課》</p>				
実施の方向性		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①	実施				
	②	研究・検討	具体化	実施		
	③	実施				

<sup>11</sup> 許可されたルールの範囲内で誰でも自由に複製・加工や頒布などができるデータ。

<sup>12</sup> 地理情報システム（GIS：Geographic Information System）は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術

<sup>13</sup> 「チャット（chat：おしゃべり）」と「ロボット（ro“bot”）」を組み合わせた名称で、テキストや音声を通じた問いかけに自動で回答するもの

4-4 窓口事務のデジタル化の推進

		内 容				
現状と課題	<p>本市では、マイナンバーカード交付予約システムによる窓口での混雑緩和など、窓口サービスにおけるシステム導入に取り組んでいます。</p> <p>今後は、プッシュ型行政サービス<sup>14</sup>、国が主導する引越しワンストップサービス<sup>15</sup>などのサービス提供のほか、事業者が行う諸手続に関するデジタル化が課題となっています。</p>					
主な取組の内容	<p>① 窓口手続のデジタル化                      ライフイベント発生時に簡単な質問に答えていくだけで自分に必要な手続詳細が分かる市民向けの手続案内のウェブサービスの導入や、引越しワンストップサービスなどのサービス展開などへの対応に取り組めます。《秘書広報課、市民課、関係課》</p> <p>② 来庁した市民の利便性向上                      窓口予約や窓口混雑状況などを市ホームページなどでお知らせするほか、来庁した際の手続の利便性向上に取り組めます。《関係課》</p> <p>③ 事業者の手続の利便性向上                      工事関係業務における図面などの書類について、デジタル化（ペーパーレス化）に取り組めます。《関係課》</p>					
実施の方向性		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①	研究・検討	具体化	実施		
	②	研究・検討	具体化	実施		
	③	研究・検討	具体化	実施		

<sup>14</sup> 一人ひとりに合った行政サービスを、行政の側から能動的に提供すること。

<sup>15</sup> 国では、オンラインサービスによって自治体や民間事業者等に対する引越しに伴う手続を一括で行うことが可能となる仕組みを検討している。

4-5 デジタルデバイド対策の実施

		内 容				
現状と課題	<p>デジタルデバイドは、地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等の差によって、ITを利用できる層とできない層との間で生じる格差とされています。令和3年度版情報通信白書によると、世帯におけるスマートフォン保有割合は8割を超えているものの、世代間の格差が見られます。</p> <p>本市においても、デジタル化の推進に当たっては、デジタルデバイド対策が課題となっています。</p>					
主な取組の内容	<p>① デジタル機器の操作を学ぶ機会の拡充                      高齢者等が身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境づくりについて、企業や地域と連携した方策を検討します。《政策推進課、地域活動推進課、健康長寿課、関係課》</p> <p>② 各公共施設の通信環境などの拡充                      市民センター、学校施設、図書館、学童保育室といった各公共施設等における通信環境の整備について研究・検討を進めます。                      災害時には避難所となることなど、様々な生活シーンを想定したデジタルデバイド対策について、研究・検討を進めます。《地域活動推進課、危機管理課、こども支援課、学校教育課、関係課》</p> <p>③ 対面や紙媒体等における市民サービスの工夫                      デジタル機器に限らず、ユニバーサルデザイン（UD）フォント<sup>16</sup>の使用による視認性向上や職員によるデジタル機器の操作支援など、先進事例を共有し、可能なものから取り組みます。《関係課》</p>					
実施の方向性	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	①	実施				
	②	研究・検討	具体化	実施		
③	実施					

<sup>16</sup> 多くの人に分かりやすく、読みやすいように工夫されたフォントのこと。

## 第5章 情報セキュリティ対策と情報基盤の整備

デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進に当たっては、庁内の推進体制の整備や情報基盤の構築、担い手の確保・育成など、推進の基礎となる取組が重要です。また、利便性向上と情報セキュリティ対策の両立が求められます。

こうした取組は、従来の手法を踏まえつつも、現状の変化に応じて、常に新たな方法を考えながら進めていく必要があります。

第5章では、関連する3つの取組を掲げています。

- 5-1 情報セキュリティ対策の充実
- 5-2 情報基盤の整備
- 5-3 デジタル人材の確保・育成

5-1 情報セキュリティ対策の充実

		内 容				
現状と課題		<p>本市では、鶴ヶ島市情報セキュリティポリシー<sup>17</sup>に基づき、人的・物理的・技術的セキュリティ対策を実施しているほか、埼玉県自治体情報セキュリティクラウド<sup>18</sup>に参加しています。</p> <p>今後、DXの推進に当たっては、利便性向上とともに、本市に見合った情報セキュリティ対策を実施していくことが課題となります。</p>				
主な取組の内容		<p>① 鶴ヶ島市情報セキュリティポリシーの着実な実施と定期的な改定 本市の情報セキュリティポリシーに掲げている自己点検等の取組を着実に実施します。また、国のガイドライン改定等に合わせ、鶴ヶ島市情報セキュリティポリシーを定期的に見直します。《情報推進課、学校教育課、関係課》</p> <p>② 職制や部門ごとに必要なセキュリティ研修の実施 新規採用時や管理職昇格時などに必要な知識のほか、部門ごとに必要となる情報セキュリティ対策の体系化等を研究・検討し、本市のDX推進をセキュリティ面で支えるための職員研修を実施します。《情報推進課、人事課》</p> <p>③ 次期自治体情報セキュリティクラウドへの参加 令和5年度から運用開始を予定している次期「埼玉県自治体情報セキュリティクラウド」について、埼玉県及び県内市町村とともに準備作業と稼働後の適正運用に努めます。《情報推進課》</p>				
実施の方向性		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①	実施				
	②	実施				
	③	具体化	実施			

<sup>17</sup> 鶴ヶ島市が実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針

<sup>18</sup> 埼玉県と県内自治体がWEBサーバー等を集約し、監視及びログ分析・解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施するもの

5-2 情報基盤の整備

		内 容				
現状と課題	<p>本市では、仮想化基盤（サーバー）<sup>19</sup>の導入活用をはじめ、業務システムの安定稼働と業務効率化のために、情報インフラを整備しています。</p> <p>今後も、クラウドサービスの利用、データの連携性確保、新たな機能の具現化、高度なセキュリティ対策など、デジタル技術の進展に対応して情報基盤を整備していくことが課題となっています。</p>					
主な取組の内容	<p>① 電子決裁や認証等の共通基盤の導入                      統合型内部情報系システムの導入と合わせて、電子決裁やシングルサインオン<sup>20</sup>が可能な環境構築に取り組むほか、各種システムを活用する共通基盤の構築を進めます。《情報推進課、総務人権推進課、会計課》</p> <p>② 新たなシステム導入ルールの作成                      情報システム機器の更新や新たなシステムを導入する際は、常に技術的な進展を考慮し、時代に見合った機器の選定、運用基準の見直し、クラウドサービスの利用など、ハードとソフトの両面からDX推進に資するルール作成に取り組みます。《情報推進課》</p> <p>③ 情報ネットワークの安定運用のための調査研究                      情報システムの導入時には、効率的運用の観点から「クラウド・バイ・デフォルト」方式を検討します。また、情報セキュリティの観点から、常に本市の情報ネットワークの在り方の検討を行い、ゼロトラスト<sup>21</sup>などの調査研究に取り組みます。《情報推進課》</p>					
実施の方向性		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①	具体化	実施			
	②	研究・検討	具体化	実施		
	③	研究・検討				

<sup>19</sup> 物理的な1台のサーバマシン上で、仮想化技術により稼働する仮想的なサーバーのこと。

<sup>20</sup> 一度のユーザー認証によって複数のシステム（業務アプリケーションやクラウドサービスなど）の利用が可能になる仕組み

<sup>21</sup> 内側と外側を遮断して、外部からの攻撃や内部からの情報流出を防止しようとする「境界線型セキュリティ」に対して、「内部であっても信頼しない、外部も内部も区別なく疑ってかかる」という「性悪説」に基づいたクラウド活用や働き方の多様化に対応するためのセキュリティ方式

5-3 デジタル人材の確保・育成

		内 容				
現状と課題	<p>本市では、CIO<sup>22</sup>補佐官の配置やICTの有効利用のために外部人材を活用しているほか、各課に「情報主任」を配置する等、内部人材の育成と活用を兼ねた取組を実施しています。</p> <p>今後は、デジタル人材の継続的な確保をはじめ、職員全体の情報リテラシー<sup>23</sup>向上のための仕組みづくりが課題となっています。</p>					
主な取組の内容	<p>① 職員ニーズに応じた研修機会の提供 職員ニーズと研修内容をマッチングさせる観点から、サブスクリプション型<sup>24</sup>の動画学習の機会創出やITパスポート<sup>25</sup>試験等のシラバスを活用した研修実施など、個人単位の情報リテラシーの向上を支援します。《情報推進課、人事課》</p> <p>② 職制別研修などによる資質向上 統合型内部情報系システムの導入をはじめ、新たな情報システムを最大限に活用してDXを推進できるように、管理職向け研修や情報主任会議等の内容を見直して実施します。《情報推進課、人事課》</p> <p>③ 外部人材の積極的活用 委託事業者や外部人材の活用の仕方を工夫し、本市のDXを積極的に進める体制を整えます。《情報推進課》</p> <p>④ デジタル人材の確保・育成 先進自治体等との情報交換など、デジタル人材の確保・育成について継続して研究を進め、効果的な仕組みを取り入れます。《政策推進課、人事課》</p>					
実施の方向性		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①	研究・検討	実施			
	②	実施				
	③	実施				
	④	研究・検討	具体化	実施		

<sup>22</sup> 情報化統括責任者（CIO：Chief Information Officer）

<sup>23</sup> 情報機器の操作能力に加えて、情報を取り扱う上での理解、更には情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力と意欲

<sup>24</sup> 一定期間利用できる権利に対して料金を支払うビジネスモデル

<sup>25</sup> ITを利活用するすべての社会人・これから社会人となる学生が備えておくべき、ITに関する基礎的な知識が証明できる国家試験

## 第6章 スマート自治体への転換

平成30年における総務省「自治体戦略2040構想研究会」報告では、2040年頃にかけての我が国の労働力（特に若年労働力）の絶対量が不足する人口縮減時代の到来を前提に、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みとして「スマート自治体への転換」が提言されています。

本市におきましても、職員の年齢構成上の課題があり、このままでは安定した組織運営や業務ノウハウの継承に支障をきたす可能性があります。

この問題が顕在化する前に「スマート自治体への転換」が求められており、デジタル技術を活用した業務の変革（DX）に取り組む必要があります。

第6章では、関連する5つの取組を掲げています。

- 6-1 統合型内部情報系システムの導入
- 6-2 既存業務のデジタル化の推進
- 6-3 関係機関との連携促進
- 6-4 災害対応における業務のデジタル化
- 6-5 自治体情報システムの標準化・共通化

6-1 統合型内部情報系システムの導入

		内 容				
現状と課題	<p>本市では、組織を維持するために内部事務用の業務システムを導入していますが、システムによって導入業者が異なっているほか、文書管理・庶務事務・勤怠管理などは、システム化が図られていません。</p> <p>今後は、データ連携、一貫した操作性、システムの選定・契約・更新時における事務の一元化を目指して、統合型システムの導入と活用が課題となっています。</p>					
主な取組の内容	<p>① 統合型内部情報系システムの導入と活用                      既存のグループウェア・財務会計・人事給与システムと、新たに文書管理・庶務事務・勤怠管理に電子決裁を加えた7つのシステムを統合して導入し、組織内部の事務処理の効率化を図ります。《政策推進課、財政課、資産管理課、情報推進課、総務人権推進課、人事課、会計課》</p> <p>② 業務プロセスの見直し                      システムに合わせて業務の最適化を図るため、業務プロセスや関係する規程を見直します。《関係課》</p> <p>③ 電子決裁機能の活用                      会計伝票をはじめとした添付書類の削減や簡易な手法への置き換えを研究・検討し、業務の効率化を図ります。《関係課》</p>					
実施の方向性		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①	具体化	実施			
	②	研究・検討	具体化	実施		
	③	具体化		実施		

6-2 既存業務のデジタル化の推進

		内 容				
現状と課題	<p>本市では、令和元年度からICT活用による業務改善の取組に着手し、各課の業務効率上の課題に可能なものから取り組んできましたが、個別対応では構造的な課題の解決はできません。</p> <p>今後は個々の対応に加えて、組織的にDXに取り組む仕組みづくりも課題となっています。</p>					
主な取組の内容	<p>① AI・RPA<sup>26</sup>による事務の効率化 職員が自ら工夫・活用できるAI・RPA、ノーコードツール<sup>27</sup>等について研究・検討を進め、可能なものから取り入れます。《政策推進課、税務課、危機管理課、障害者福祉課、介護保険課、会計課》</p> <p>② 個別業務システムのクラウド利活用 庁舎使用許可管理、備品等貸出管理、保育事務、民生委員・児童委員等管理などのデータベースシステムや、請求書管理、契約業務などについて、クラウド利用や活用を含むデジタル化の研究・検討を進め、可能なものから取り入れます。《財政課、資産管理課、産業振興課、福祉政策課、こども支援課、道路建設課、会計課、関係課》</p> <p>③ 執務環境のデジタル化 ビジネスチャット<sup>28</sup>、フリーアドレス<sup>29</sup>、IP電話<sup>30</sup>などの活用について研究・検討を進め、可能なものから取り入れます。《政策推進課、資産管理課、情報推進課、関係課》</p> <p>④ 組織的な課題解決（変革）の仕組みづくり デジタル技術を活用した課題解決手法の検討と体制づくりを進めます。《政策推進課、情報推進課、関係課》</p>					
実施の方向性		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①	具体化	実施			
	②	具体化	実施			
	③	研究・検討	具体化	実施		
	④	研究・検討	具体化	実施		

<sup>26</sup> ソフトウェア型のロボットによる業務の自動化

<sup>27</sup> プログラミング言語等を用いずにソフトウェアを開発できるサービス

<sup>28</sup> 電話、対面、メールなどの代替が期待される業務連絡用のコミュニケーションツール

<sup>29</sup> 固定の座席を指定しない執務環境

<sup>30</sup> インターネット回線を用いた電話サービス

6-3 関係機関との連携促進

		内 容				
現状と課題		<p>本市では生活インフラに関する業務を一部事務組合が担っていることなど、デジタル化に当たって関係機関との連携も視野に検討する必要があります。</p> <p>このため、DXの推進に当たっては、データの連携や推進体制の整備が課題となっています。</p>				
主な取組の内容		<p>① 各部門におけるデジタル化の推進体制の整備                      行政の各分野でDXが求められる中、各部門での研究・検討、組織横断的な検討ができる場を設けるとともに、文字、表記、数値、住所などに一貫した標準規格（ベースレジストリ<sup>31</sup>）の研究を進め、新しい取組や情報共有のためのアイデアを具体化するための推進体制を整備します。《政策推進課、情報推進課、関係課》</p> <p>② 一部事務組合、関係機関との連携                      本市が構成員となっている一部事務組合との電子的な業務連携をはじめ、市内小中学校、関係機関との事務手続のデジタル化について検討します。また、出向職員に対してデジタル技術を活用した情報共有の手法を取り入れます。《政策推進課、情報推進課、人事課、関係課》</p> <p>③ 市庁舎のデジタル化                      議場エリアや市社会福祉協議会など、庁舎や公共施設（出先機関）間の機能連携について、業務が書面からデジタル中心に置き換わることの影響や業務連携の促進に向けて研究・検討を進めます。《資産管理課、情報推進課、福祉政策課、議事課、関係課》</p>				
実施の方向性		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①	研究・検討	具体化	実施		
	②	研究・検討	具体化	実施		
	③	研究・検討	具体化		実施	

<sup>31</sup> デジタル社会を実現するため、社会全体で文字、表記、数値、住所などに一貫した標準規格（ベースレジストリ）を用いる概念

6-4 災害対応における業務のデジタル化

		内 容				
現状と課題	<p>新型コロナウイルス感染症拡大や自然災害などに備えるために、事務室以外でも業務ができる体制を日頃から準備しておくことの重要性が明らかになりました。また、令和元年の台風19号対応では関係課間の情報共有に課題が残りました。</p> <p>今後は、テレワーク<sup>32</sup>が可能となる環境構築のほか、関係課の職員が瞬時に円滑に情報共有できるようにデジタル技術を活かした運用体制の構築といった課題があります。</p>					
主な取組の内容	<p>① 災害に強いシステム環境の整備                      災害時に避難場所になる市の公共施設における通信環境の充実のほか、セキュリティを担保しながら業務システムのクラウド化を推進するなど、災害時でも業務継続できる体制作りに取り組みます。《情報推進課、危機管理課、地域活動推進課、産業振興課、関係課》</p> <p>② 避難行動要支援システムなどの導入と活用                      現在は未整備となっている標記のシステムに関して導入を検討し、従来の手法を見直して、災害発生時の要援護者の避難支援などに備えるためのシステム活用を進めます。《危機管理課、福祉政策課、障害者福祉課、健康長寿課》</p> <p>③ 感染症対策の観点でのテレワーク環境の整備                      セキュリティ面を担保をしながらテレワーク勤務を可能とする基盤整備など、環境面の整備を行います。《情報推進課、人事課》</p> <p>④ ICTに関する業務継続                      災害発生時のICT-BCP<sup>33</sup>について、市の業務継続計画の検討作業に合わせて見直しを図ります。《情報推進課》</p>					
実施の方向性		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①	研究・検討				
	②	研究・検討	具体化	実施		
	③	研究・検討	具体化	実施		
	④	研究・検討	具体化	実施		

<sup>32</sup> ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方

<sup>33</sup> 情報システム分野において、災害や事故を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための計画

6-5 自治体情報システムの標準化・共通化

		内 容				
現状と課題	<p>本市では、「自治体DX推進計画」に示された「情報システムの標準化・共通化」に対応するため、関係課長会議などによる庁内の情報共有を進めています。</p> <p>今後は、国が指定する業務に関して令和7年度までに標準準拠システムへの移行が求められており、業務プロセスの見直しと移行に向けた作業が課題となっています。</p>					
主な取組の内容	<p>① 標準仕様の分析 各業務において示される標準仕様の分析を行い、現行の業務プロセスからの見直し箇所について整理します。《関係課》</p> <p>② 現行システムの概要調査 関係事業者と標準化・共通化に向けた協議を行い、対象システムの実情に応じた移行計画を作成します。《関係課》</p> <p>③ ガバメントクラウド<sup>34</sup>移行後のシステム本稼働 国が示す令和7年度の目標時期までに、20の基幹業務を標準準拠システムへ移行します。《関係課》</p> <p>※20の基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理 (事務の共通性や住民の利便性の向上、行政運営の効率化に資するという標準化対象事務の主旨に合致する事務については、今後新たに対象に追加されることも考えられます。)</p>					
実施の方向性		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①	実施				
	②	研究・検討	実施			
	③	研究・検討	具体化	実施		

<sup>34</sup> デジタル社会の実現のため、日本政府が運用するクラウドサービス